

[様式-1]

伊吹山作業等に伴う入山許可申請書

年 月 日

上野区長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者氏名

④

(個人にあっても代表者氏名欄に記入)

電話番号 (携帯)

上野財産区(米原市上野字伊吹山1855番地1~31)に関する規定により、下記のとおり入山許可の申請をします。(別紙入山する者の氏名添付)

1 行為を行う者の住所および氏名

2 行為の目的

3 行為の内容、現地の写真または地図、作業計画書(書式は任意)

4 行為を行う期間

年 月 日から年 月 日まで

(裏面の規定概要を参照して下さい。)

(新たな場所に工作物等を設ける場合は確約書の提出が必要です。)

元伊吹財産区上野地先（小字名 伊吹山 1885 番地 1～31）立入規制（概要）

：元伊吹財産区上野地先に立ち入る場合は上野区長へ申請書を提出し、許可証の交付を受けた個人、団体のみ立ち入ることが出来る。

（団体の場合は立ち入る個人名簿を必ず添付）

：上野区長は看板等設置の許可証交付をする場合、確約書（維持管理）の提出が条件となります。なお、団体については後々まで維持管理の責任を明確にするために個人保証をつける。

：営業行為の立ち入りは許可しない。

：上野区長は過去に不法な行為があったと認めた個人、団体には立ち入りは一切認めない。

：申請書・許可証不要

- ・ 山小屋業者・消防署・警察署・電気通信基地設置者・獣害対策関係者（捕獲目的）
- ・ ユウスゲと貴重植物を守り育てる会（立ち入りは三合目付近限定）
- ・ 区民の山菜採り

[様式-2]

伊吹山入山. 作業者名簿

No	氏 名	No	氏 名
1		17	
2		18	
3		19	
4		20	
5		21	
6		22	
7		23	
8		24	
9		25	
10		26	
11		27	
12		28	
13		29	
14		30	
15			
16			

[備考]

◇ この名簿は、“様式-2”です。申請書(様式-1)の別添資料としてください。